エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構鉄道建設本部大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書（仕様書）に参考として示された図面及び示方書（仕様書）等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務。

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務。

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングすることがある。

㋐　施工体制の評価について

○品質確保の実効性（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

○施工体制確保の確実性（施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

㋑　工事全般の具体的な施工計画について

○工程確保や安全対策及び地形・地質の状況に対応できる施工計画

・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点７点（５段階にて評価）

㋒　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について

○トンネル掘削さくの施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地形､地質及び地下水等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点８点（５段階にて評価）

○覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地質及び地下水等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点８点（５段階にて評価）

㋓　社会的要請への対応に関する事項について

○第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

・現地の条件（地形、地質、環境及び地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点７点（５段階にて評価）

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴㋐に示す評価項目について、30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、下記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。

併せて、工事成績評点を減ずる措置を行う。